

あけぼの会 新春講演会

会場：メディアコスモス 考えるスタジオ

令和2年1月13日(月・祝)13時30分～15時30分

「親亡き後」に備えて

～親が元気なうちに解決したいこと～

話題提供者 堀場 洋二

名古屋市精神障害者家族会連合会事務局



名古屋市精神障害者家族会連合会アンケート調査

調査期間:平成26年1月～3月末 回収率60.59%(306人)

家族の生活実態調査結果

平均年齢	家族	68.93歳
	本人	43.32歳

在宅生活	274人	89.54%
入院生活	32人	10.46%

在宅生活者 274 人の内訳

福祉的就労	一般就労	未就労
46人	38人	190人
16.79%	13.87%	69.34%

サービスを利用していない	医療サービス利用	福祉サービス利用
90人	74人	110人
32.85%	27.01%	40.14%

今後、起こると予測される困難や不安はどのようなことですか（回答者303人）

1. 家族の高齢化
2. 祖父母の介護
3. 親なき後
4. 病気の重篤化
5. 家族の病気
6. 経済的な問題
7. 孤立・無縁
8. 日々の暮らし



項目	1	2	3	4	5	6	7	8
人	247	26	250	108	148	163	112	157
%	81.5	8.6	82.5	35.6	48.8	53.8	37.0	51.8

親亡き後（家族が支援できなくなった状態も含む）、本人にどのような社会的支援を望みますか （回答者293人）

1. 24時間365日対応の相談支援

2. 医療・福祉の訪問支援

3. サービス利用の相談支援

4. 地域の見守り

5. 成年後見と権利擁護



項目	1	2	3	4	5
人	187	181	157	86	108
%	63.82	61.77	53.58	29.35	36.86

あなたの健康状態をお聞きします

※複数回答上位4項目（回答者299人）

1. 十分に睡眠がとれない
2. 疲れやすい
3. 抗精神病薬・睡眠薬を服用している
4. 持病があり治療を受けている



1	2	3	4
91人	129人	73人	130人
30.43%	43.14%	24.41%	43.49%

社会的入院の解消に向けて

現在、本人が入院している家族に退院についてお聞きします

項目	退院させたい	入院させておきたい
回答者 42人	11人	31人
	26. 19%	73. 81%

日常生活を支える社会資源があれば退院可能ですか

項目	はい	いいえ
回答者 41人	17人	24人
	41. 46%	58. 54%

社会的入院の解消に向けて

入院させておきたい理由

1. 肉体的にも精神的にも限界である
2. 周りに迷惑がかかる
3. 家族関係が悪くなる
4. 一緒に生活する場がない
5. 病状の対応に自信がない
6. 生活を支える自信がない
7. 病院にいれば安心できる



回答者30名

項目	1	2	3	4	5	6	7
人数	24	19	8	10	24	14	17
%	80	63	27	33	80	47	57

親亡き後問題

～ 漠然とした「不安」ではなく
どんなことが「心配」なのかを～

❖ 具体的に整理していきましょう ❖



心配な事・不安な事を整理しましょう

《現在の医療・福祉サービスで利用できるもの》

金銭管理や買い物

身の周りの清潔保持

適切な食事

ホームヘルパー利用
生活援助員等の活用

自立支援配食サービスの利用
医療・福祉事業所の通所利用

通院・服薬

訪問看護の利用

移動支援の利用

生活の場

居住の場

就労

社会的な手続

財産管理

地方自治体に設置されている障害者に関する相談窓口の利用

日中活動の場

デイ・ショート・ナイトケア

地域活動支援センター

グループホーム

住いの場

生活訓練施設

公営・民間住宅

権利擁護

医療機関

保健センター・福祉課

基幹相談支援センター

地域ボランティアグループ

障害者就労支援センター

社会福祉協議会

福祉事業所

相談支援の場

就労継続B型

就労の場

就労継続A型

就労移行支援

一般就労

1. 「親亡き後」に備えて… 身上監護（日々の暮らし）

家族が元気なうちに支援者に繋げる

① 困ったら相談することに慣れてもらうこと

Dr・Ns・PSW・OT

福祉課・保健センター相談員

基幹相談支援センター・事業所・社協

仲間

その他

② 支援を受けることに慣れてもらうこと

ホームヘルパーや訪問看護の利用

福祉制度や各種サービス等の利用



身近な福祉サービスを利用しましょう

- ① **福祉課・保健センター・基幹相談支援センター等窓口訪問**
 - 日常生活全般に係る各種障害福祉サービスの相談支援。
- ② **日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）**
 - お金の支払いでいつも迷ってしまう…
 - ⇒ 生活援助員がお手伝いに伺います（金銭管理）
 - 通帳などの大事な書類の管理が心配…
 - ⇒ 安全な場所にお預かりします（財産保全）
- ③ **生活困窮者自立支援事業（平成27年4月発足）**
 - 生活に困った人を生活保護の手前で支える制度です。
- ④ **成年後見事業（後見・保佐・補助の3段階）**
 - 判断能力不十分な人の日常生活を保護する制度です。

① Aさんの事例

概要：60代女性、両親死亡、賃貸住宅、デイケア通所

② Bさんの事例

概要：50代男性、入院歴13年、賃貸住宅、B型通所

2. 「親亡き後」に備えて… 遺産相続（公正証書遺言）

家族が元気なうちに遺言書を作成する

- ① 公証役場の活用 ➡ 相続を「争族」としないために…
- ② 信託制度の活用 ➡ 報酬を支払う反面「安心」を買う

家族信託は、保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。いわば、「家族の家族による家族のための信託(財産管理)」と言えます。

家族・親族に管理を託すので、高額な報酬は発生しません。したがって、資産家のためのものではなく、誰にでも気軽に利用できる仕組みです。



後見制度支援信託は、一般的な信託商品と異なり、信託の契約、変更、解約の手続きは家庭裁判所の指示書に基づいて行われます。

① 自筆証書遺言

遺言者が、遺言の内容の全文を手書きし、かつ、日付、氏名を書いて、署名の下に押印して作成する遺言です。(不備、紛失、無効等のリスクあり)

② 公正証書遺言

遺言者が、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ、公正証書遺言として作成するものです。公証人は、多年、裁判官、検察官等を努め、正確な法律知識と豊富な経験を有しています。公正証書遺言は、自筆証書遺言と比べて、安全確実な遺言方法であるといえます。

岐阜県内の公証役場(要予約:相談は無料です)

公証役場	所在地	電話
大垣	大垣市丸の内1丁目35番地	0584-78-6174
岐阜	岐阜市橋本町1丁目10番1号アクティブG2階	058-263-6582
美濃加茂	美濃加茂市古井町下古井468番地セントラルビル2階	0574-26-4436
高山	高山市花岡町2丁目55番地の25 エルオービル2階	0577-32-4148
多治見	多治見市本町5丁目15番地の2	0572-23-6782

① Cさんの事例

概要：88歳男性、妻死亡、娘は施設入所、兄弟関係崩壊

② Dさんの事例

概要：85歳男性、妻施設入所、娘入院中、兄弟関係崩壊

3. 「親亡き後」に備えて…社会的支援システムの構築

① 精神障害者の所得保障の拡充

障害年金認定基準の改正

雇用条件・就労環境の整備

② 障害者間格差の是正

交通運賃割引制度の適用

障害者医療費助成制度の適用

③ 精神保健・医療・福祉の連携

差別的な精神科特例の廃止

アウトリーチ推進事業の促進

インフォームドコンセント

地域生活支援システムの構築

④ 精神障害者の特性に配慮した支援制度の拡充

社会資源の拡充

相談支援体制の拡充

合理的配慮の提供

4. 本人の病状の「安定と回復に役立つ接し方」を学ぶ

親父の会で学んだ接し方と生活の知恵

《本人に対して》

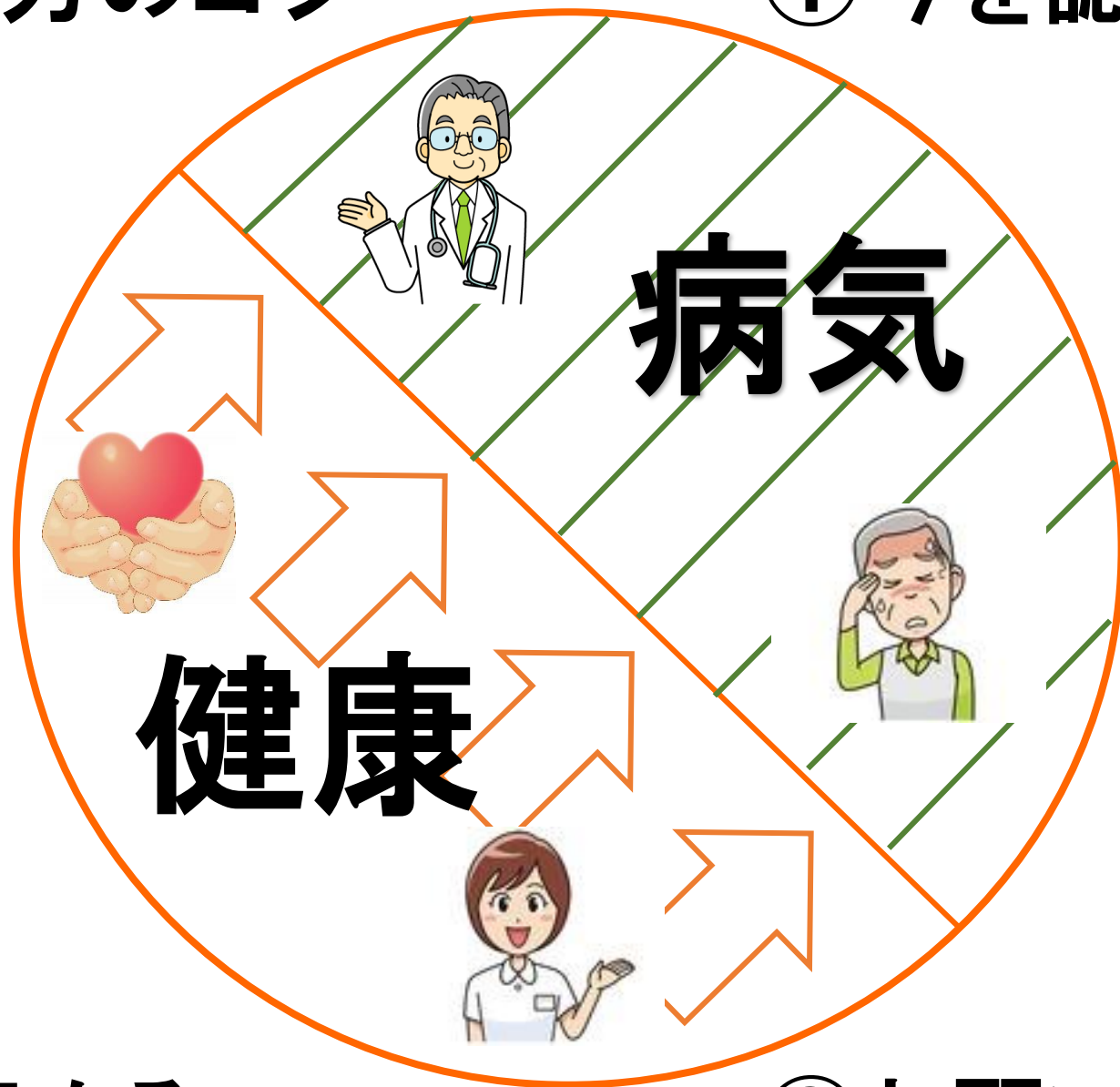
- ① 否定・批判的な言動は慎む（受容と共感は、「**人薬**」となる）
- ② 怒ったり、理屈で判らせようとしな（「**傾聴力**」を養っていく）
- ③ 愚痴を言ったり、あれこれと過干渉しない（**人権を尊重**する）
- ④ 病気の症状に振り回されない（「**健康な部分**」に目を向ける）
- ⑤ 「できていること」を評価する（「**肯定的な接し方**」を心掛ける）

《女房に対して》

- ① 「**ありがとう**」の気持ちを「**言葉**」で伝える（胡麻を磨ること）
 - ② 「**夫婦喧嘩**」はしない（本人が一番傷つくことを理解する）
 - ③ 刺々しい空気を**穏やかな空気**に変えるために全面協力する
- ❖ 豊かな老後を保障するための「父親の**生活の知恵**」である ❖

接し方のコツ

①今を認める



②褒める

③お願いする

マザー・テレサ 愛のことば

多くの人は病んでいます。
自分がまったく愛されていない
関心をもってもらえない
いなくてもいい人間なのだと…。
人間にとって
いちばんひどい病気は
だれからも必要とされていない
…と感ずることです。



5. 一日でも長く生きることを心がけましょう

親亡き後は 親以上に 本人が不安

- 親が死んだら、どうやって生きていけばいいのだろうか…
親亡き後問題は、親以上に本人が最も強い不安を抱えています。

「ピンピンコロリ」は最大の悲劇

- 昨日まで元気だった親が、急に死んでしまったら、自失呆然…
途方に暮れて、生きていく術も勇気も失うのではないだろうか…

親を介護する機会を与えましょう

- 弱っていく親を助ける喜び、死を受入れる時間を与えましょう。
親の介護を通して身につく生活能力は、決して捨てたものではありません。

日本国憲法第25条

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

本人の所得保障

項目	年金	就労	生保	無収入	回答者
人数	239人	48人	8人	45人	306人
平均	70,816円	56,928円	25,722円	0円	64,913円

家族の生活状況

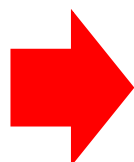
	本人への生活費	1ヶ月の世帯収入
回答者数	185人	218人
平均	48,683円/月	259,927円/月

「**お金のなさ**」が、生活不安を駆り立て、生きがいや希望を喪失させ、病状の安定・回復を阻害する要因になる

本人と家族の経済的不安・負担は放置できない

障害年金受給支援への強い思い

障害年金

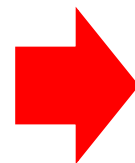


社会参加



生活の質の変化

仲間や支援者との出会い



自己肯定感の芽生え

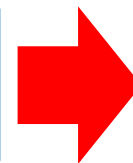
相談支援



居場所



意欲



本人の望む生活

年金は病状の安定と回復を促す大切な「薬」です

◆ 年老いていく親の後姿…一人になったらどうなるだろうか…
当事者は、現在と先々の生活に大きな不安を募らせています。
不安が少しでも和らぐことで、本人の病状の安定と回復が期待
できるのではないのでしょうか。



◆ 障害年金があれば、親に負い目を感じることなく、自分のお金で欲しかったものを買ったり、楽しみたかった所へも出かける気持ちになります。

◆ 「生きていて良かった」と実感できる「**歓び感**」「**楽しみ感**」を味わうことで、今までとは違った「**新たな自分の世界**」が拓けてくるかもしれません。

◆ 障害年金は、本人の「**日常生活の質の向上**」や「**病状の安定回復**」を促す大切な「**薬**」とも言えるのではないのでしょうか。

◆ 状態が変わらないのに「**等級落ち**」や「**無年金**」となれば、測り知れない経済的・精神的なダメージを受けるに違いありません。

◆ そうした「**悲劇を未然に防止**」し、遡及請求や事後重症及び額改定請求など、「**本来の年金制度に繋がる**」ために家族・家族会相互で情報を交換合っていきましょう。

家族ピア相談事業に関する法律的な根拠

障害者基本法 第23条(相談)

障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

障害者総合支援法 第77条 第78条 地域生活支援事業

厚生労働省は、地域生活支援事業実施要綱(平成18年以降毎年改訂)を定め、「必須事業」として自発的活動支援事業(ピアサポート)の実施を都道府県・市町村に求めています。

※ 事業負担額の割合は、国1/2、地方自治体1/2。



名古屋市の年度別予算額の推移

年度 (H/R)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元年
単位 (千円)	1,595	2,307	2,551	2,623	4,111	4,111	4,111	4,111	4,187

名古屋市との委託契約書 ピアサポート総合事業実施要綱

(目的) 第1条

精神障害者の家族のピアサポートの力を活用し、**精神障害者の家族を支援**すること

(事業内容) 第4条(2)

精神障害者の家族同士の繋がりを深めるため、**家族を対象とした交流を図る事業等**

(定義) 第3条

精神障害者の家族を対象とし、精神障害者の**家族による家族ならでのピア相談**を行う

年度別相談人数

項目 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 12/25
電話相談	290	213	250	271	282	303	323	368	518	424
面会相談	229	105	141	143	156	154	152	231	307	191
合計	519	318	391	414	438	457	475	599	825	615

**家族のための
障害年金受給マニュアル**

基礎編

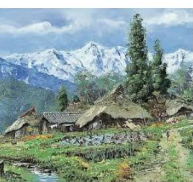


名古屋市精神障害者家族会連合会
平成29年10月更新

**家族のための
障害年金受給マニュアル**

精神の障害に係る等級判定ガイドライン概要
総合評価の際に考慮すべき要素の例


診断書編



名古屋市精神障害者家族会連合会
平成28年11月作成

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

**家族のための
手帳受給マニュアル**



名古屋市精神障害者家族会連合会
事務所 千458-0041 名古屋市緑区瑞穂2丁目170番地
連絡先 TEL/FAX (052) 846-5576


家族相談(名古屋市精神障害者家族ピアサポート総合事業委託)

電話相談 毎週火曜日・土曜日 午前10時～午後3時
電話番号 (052) 842-0070 専用携帯090-1623-5975
※GW、お盆、年末年始、祝日はお休みです。
面会相談 毎週木曜日(予約制)
曜日及び時間帯は相談者のご都合もあり、柔軟に対応して
います。

1

日本国憲法 第25条
すべて国民は
健康で文化的な
最低限度の生活を営む権利を有する

知っておきたい生活保護制度



名古屋市精神障害者家族会連合会
TEL/FAX052846-5576 携帯09016235975 E/-> meikaren@movie.ocn.ne.jp

年金更新の際の注意点

❖ 「等級落ち」や「支給停止」の悲劇を事前に防止する対策 ❖

(1) 診断書を依頼する場合は、前回の診断書コピーを参考にして「日常生活能力の判定(7項目・4段階)と程度(5段階評価)」の現状を記録したメモと一緒に提出する ※ 名家連作成の現状記録表を利用して下さい

(2) 主治医に依頼する前に、家族会または名家連の家族相談室へ相談する

❖ 「等級落ち」や「支給停止」となった場合の対応 ❖

▶ 不服審査請求をしても覆すことが困難な診断書の場合

(1) 時機を待って額改定請求または事後重症の請求をします

※ この場合も日常生活能力の実態を記録表にまとめ、医師に提出して診断書作成の参考にしてもらうよう依頼することが必要です

(2) 主治医の協力が得られれば決定一か月前の現症日の診断書を作成していただき「受給権支給停止消滅届」と一緒に「区役所保険年金課」または「年金機構」へ提出します(無拠出年金の方…所得証明書は不要になりました)

▶ 不服審査請求の可否は社会保険労務士の判断に委ねています



障害年金受給支援集計表（令和元年12月25日現在）

期間	請求別	遡及	額改定	事後	合計	手帳
2009年5月～2010年3月		2名	4名	4名	10名	6名
2010年4月～2011年7月		4名	5名	10名	19名	11名
2011年8月～2012年3月		3名	2名	5名	10名	7名
2012年4月～2013年3月		7名	4名	7名	18名	19名
2013年4月～2014年3月		7名	4名	8名	19名	11名
2014年4月～2015年3月		7名	0名	9名	16名	7名
2015年4月～2016年3月		2名	1名	10名	13名	5名
2016年4月～2017年3月		5名	0名	11名	16名	12名
2017年4月～2018年3月		1名	1名	15名	17名	13名
2018年4月～2019年3月		3名	5名	16名	24名	15名
2019年4月～2019年12/25		6名	3名	13名	19名	8名
合計		47名	29名	108名	184名	114名



面会相談による会員拡大



年度 (平成)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 12月 25日	合計
家族会 入会者	14	21	19	16	11	14	11	11	16	20	14	167

障害年金情報

《変更となる内容》



1. 障害状態確認届(診断書)送付期間が変更された
「誕生月の3か月前の月末」に送付(従前は1か月前の月末)
2. 額改定請求書の診断書の有効期間が変更された
「提出する日前3か月以内」の診断書(従前は提出する日前1か月前)
3. 20歳前の傷病による障害基礎年金事務が変更された
所得状況届(所得証明書)の提出が不要になった
障害状態確認届(診断書)の提出時期が「誕生月の月末」に変更された
4. 障害年金生活者支援給付金(消費税引き上げに伴う給付金)

障害等級2級の者…5,000円(月額)

障害等級1級の者…6,250円(月額)

※10月1日施行、初回支払(10月分・11月分)は2019年12月中旬

※年金口座に年金とは別に振込(通帳には二つの振り込みが記載)

※給付金は恒久的な制度で、毎年度、物価変動に応じて改定される

生活費の不足分は「生活保護制度」を利用

【日本国憲法第25条】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第1条(目的)】この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

《平成30年10月以降の生活扶助基準額表(岐阜市2級地-1)》

- ◆ 生活扶助(1類は食費や衣料、2類は電気、水道、ガス等光熱水費等)
41歳～59歳(単身)基準額 1類35,570円+2類36,880円=72,450円
60歳～69歳(単身)基準額 1類35,230円+2類36,880円=72,110円
70歳以上 (単身)基準額 1類30,580円+2類36,880円=67,460円
- ◆ 住宅扶助(アパート等の家賃)
限度額 32,200円(単身)
- ◆ 障害者加算(対象は原則障害年金1級・2級受給者)
障害年金1級の方は24,470円 2級の方は16,310円



北区「こころの健康講座」「ボランティア講座」から印象深い家族の言葉を紹介します

- 未就労・ひきこもり状態になって10年余...途方に暮れています。
- 何故こんな目に合うのか…私は何か悪いことをしたのでしょうか…
- 相談・支援の窓口が身近にあれば、私たちのように、孤立して悩み苦しむこともなくなると思います。
- 家族会に辿り着くまで、随分と回り道をしてきました。もっと早い時期に病識があったら、余分な入院もさせずに済んだのではないかと悔やまれます。
- 無年金でも小遣いは要ります。遺族年金とパート掛け持ちで生活を凌いでいますが 70歳を過ぎ、何時まで働けるのか…不安と背中合わせで毎日を生きています。
- 心身ともに疲れ果て、生活の面も経済的な面も限界に達しています。
- 手探り状態の日々が続いております。まだまだ不安定で、難しい部分も残っていますが、長い目で見守り、少しずつ社会参加ができるよう回復を祈っています。
- 歳を重ねるごとに、気力はあっても体力の衰えを感じ、そして焦ります。親が元気なうちに居場所を見つけ、何とか一人暮らしができないだろうか…と。
- 何時も話の最後は、親亡き後のわが子のことです。子ども自身も一番心配していることです。親が子を思う気持ちは世界共通です。
- 先日ふっと息子が「僕はお父さんお母さんを恨んでいないからね。病気になったのは僕が弱かったからだ」と…親にとっては重い言葉でした。
- 息子が言いました。「母さん、僕を産んでくれてありがとう」「僕を育ててくれてありがとう」と…。わたしはその場で泣き崩れました…。
- ◎ 人生、苦勞のない人生、それはもちろん幸せなことだと思いますが、いろいろ苦勞して生きてゆく人生も、また捨てたものではないかと。長い年月という薬が私をそう思わせてくれるのかもしれない。

一緒に取組んでいきましょう

ライフプランノートの活用

家族・家族会交流の活性化

一人暮らしの当事者から学ぶ

地域生活支援システム構築

精神疾患の普及啓発の促進



日常生活の心がけ

- 笑って過ごせる暮らし
- 一度の人生を楽しむ
- 健康で長生きをする
- 弱ったら無理をせず
少しずつ家事を助けて
もらうようにする

私と小鳥と鈴と

金子みすず

私が両手をひろげても
お空はちっとも飛べないが
飛べる小鳥は私のように
地面を速くは走れない
私がからだをゆすっても
きれいな音は出ないけど
あの鳴る鈴は私のように
たくさんな唄は知らないよ
鈴と 小鳥と それから私
みんなちがって みんないい

